

(保育所版)

令和3年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

多田保育園

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

(保育所版)
(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：多田保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 松本 由美子	定員（利用人数）： 20名（25名）
所在地：愛媛県西予市宇和町河内168	
TEL：0894-66-0303	ホームページ：http://www.seiyofukushi.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：昭和38年7月1日（経営移管：平成30年4月1日）	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人西予総合福祉会	
職員数	常勤職員： 7名 非常勤職員 2名
専門職員	（専門職の名称） 名
	保育士 7名 調理師 1名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）
	保育室4、厨房1、事務室1、 保健室1、休憩室1、 木造1階建て、防災倉庫

③ 理念・基本方針

【法人理念】

老人に生きがいを 障がい者には希望を 子どもには大きな夢を

【保育理念】

様々な体験や友だち・地域の人々の関わりの中で「生きる力」の基礎を培う

【保育方針】

- ・一人ひとりの子どもの個性や発達に応じた保育をする
- ・一人ひとりの子どもを大切にし、肯定感を育む
- ・自然・地域・人との関わりの中で豊かな心と体を育む
- ・子どもの「気付き」や「やろう」とする気持ちを大切に、自ら考え行動する力を培う

④ 施設・事業所の特徴的な取組

昭和38年に事業を開始した地域に根ざした保育園は、平成30年4月に市行政から社会福祉法人西予総合福祉会に経営移管されている。園周辺は田んぼが広がるなど自然豊かで、のどかな落ち着いた雰囲気を感じられ、近隣に高齢者グループホームや公民館、小学校の公共施設等が点在している。現在のコロナ禍において、地域行事への参加や交流は減っているものの、季節の野菜栽培や収穫の体験のほか、自然を活かした保育活動にも取り組むことができている。開設当初は定員が60人規模で作られた保育園の定員は少子化に伴い、現在は20名に減員され、園庭や園舎はゆったりと活用することができている。また、地域に住むほとんどの子ども達は本園に在園し、そのまま小学校へ入学するので、地域に密着しながらずっと一緒に過ごせる環境ができている。

(保育所版)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年9月24日（契約日）～ 令和3年9月29日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（初回受審）

⑥総評

◇特に評価の高い点

法人・園として、早期に取り組んだ人事制度・キャリアパス制度のほか、書類の電子化等が軌道に乗り、働きやすい職場環境づくりや職員の向上心にもつながっている。法人では、保育園のほか、老人・障がい等の多くの施設を運営し、法人内で種別を超えた幹部会や施設長会、事業部会、委員会等の会議を設けて一緒に話し合い、異なった視点からも補完する組織づくりができています。

また、園は自然に恵まれ、職員は子どもや保護者とともに連携をもち、小規模施設の特徴を活かしながら、それぞれのことを相互に理解している安心感がある。さらに、園は地域に密着しており、保護者世代だけでなく様々な世代からなくてはならない社会資源の1つとして認識されている。

◇改善を求められる点

子どものプライバシー保護に関して、分かりやすい規程やマニュアル等を整備することを期待したい。

また、ボランティア受け入れマニュアル等を作成し、受け入れ体制が確立されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

本園は西予市から西予総合福祉会へ経営移管されて4年目となります。昨年度から第三者評価の受審に向けて取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から訪問調査が今年度に延期となりました。その間、園長はじめ職員の異動もありましたが、2年間に渡り様々な視点から本園の運営、保育について振り返ることができ、気付きや学びを深めることができました。今回の受審で得たことを全職員で共有し、実践に活かしていきたいと思えます。

今後も、当法人の基本理念である「子どもには大きな夢を」を念頭に置き、子ども、保護者、そして地域の方々から愛され必要とされるオンリーワンの保育園を目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人と保育所の理念、基本方針が明文化され、ホームページや「入園のしおり」にも記載されている。また、職員には職員会で説明を行うとともに、保護者にも入園式後に説明を行い、周知している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 地元のほとんどの子どもが入園する保育園で、地域との密接な関係が築かれている。地域の情報は、様々な関係機関と連携することで把握ができています。また、毎月法人内の会議で、経営状況等の把握ができています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 地域の少子化に伴い、子どもの利用者数が増えない状況や経営移管された施設の老朽化、保育士不足等の課題を明確化し、法人と相談しながら具体的な改善に取り組んでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人では、5か年の「中長期戦略計画」のほか、各施設を含む9か年の展望や数値目標等を設定した「第2次中長期計画」が策定されている。職員には法人内研修や園内研修等を活用して周知されるとともに、地域オンリーワンを目指した取り組みが進められている。		

(保育所版)

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の「中長期戦略計画」や「第2次中長期計画」を踏まえて、法人の単年度計画を策定するとともに、それをもとに保育所の単年度計画が策定されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>前年度の職員会で、事業計画の実施状況等の評価や見直しを行い、課題を出し合う等の話し合いが行われている。また、新年度の4月に異動してきた職員と一緒に話し合い、昨年度の職員会の内容を踏まえながら、新たな事業計画が策定されている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入園式や年度始めの保護者会を活用して、保護者には事業計画の説明を行い、周知している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>市行政から経営移管されてから、園では今回初めて第三者評価を受審し、保育の質の向上に向けた取組みを進めている。また、園では、「新チェックリスト保育士篇」や「人権擁護のためのセルフチェックリスト」等を活用したり、園内研修の前に「保育士倫理綱領」を唱和したりする等、毎月テーマに沿った園内研修等が実施されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園内研修等を活用して、職員一人ひとりの年間反省や職務分担の反省等の自己評価を行い、集約して課題を見つけている。また、児童事業部会の幹部会や施設長会等の中で課題と改善策を話し合うとともに、職員にも周知し改善に努めている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度始めの職員会で、園長は自らの役割と責任、「子どもを大切にしていたら、自分の思うような保育をしてほしい」という思いを表明し、職員の理解を図っている。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人には、内部監査室等の法令遵守の対応窓口があり、一括して確認や対応できる体制づくりができています。また、法人内研修等を活用して職員に周知するとともに、園内研修や職員会で、正確な法令等が伝達されている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、職員一人ひとりのスキルの向上と意欲を大切にしながら、子どもたちの保育に反映されることを心がけている。また、現場には、副園長を通して伝達する等、組織全体での保育の質の向上に指導力を発揮している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人・園では、「月曜日～土曜日まで通常保育をする」という考えで、施設運営を行っている。法人には、児童事業部会の幹部会や施設長会等があり、経営の改善や業務の実行性等の話し合いも行われている。また、職員数に余裕はないものの、園長は少しでも働きやすい職場になるように職員の有給休暇の取得を進めたり、保護者アンケートを実施したり、保護者会等を活用して話し合う等、できることを工夫しながら指導力を発揮している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>大規模法人のため、法人本部で一括して計画的に職員募集を行っているものの、慢性的な人材不足もあり、保育士の募集を含め極めて難しい現状となっている。また、法人として、必要な資格取得者を確保するために、専門学校に「就学支援奨学資金貸与」制度を創設する等、人材確保に努めている。さらに、保育現場として、働きやすい職場環境づくりに努め、職員の勤務継続にも力を入れている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として、「人事制度」やキャリアパス制度等を採用するとともに、職員一人ひとりの人事考課や意向、評価等に基づき、法人内の他施設への異動を含めて、法人本部で一括して総合的な人事管理を行っている。また、法人には、人材育成委員会があるほか、職員の行動評価等も定義されている。</p>		

(保育所版)

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
＜コメント＞ 年2回、園長が個別面談を行い、職員の現状や就業状況等を把握している。また、日常生活の中で、「園長が楽しそう」と思えるように、職員が心がけて保育を行えるように努める等、働きやすい職場づくりにも取り組んでいる。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 法人の「人事制度」に基づき、職員本人の意向を踏まえた人材育成が展開されている。また、法人内研修や事業部研修を計画的に実施するとともに、園では、年間の園内研修・教育訓練計画表を作成し、職員育成にも努めている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 法人では、職員一人ひとりに「ようこそファイル」を手渡し、事務手続きや働く心構え、OJT等が明記されている。また、法人には、「人事制度」があり、職員育成等が明記され、年間の法人内研修と各事業部研修の計画を作成し、計画的に研修を実施している。さらに、OJTへの取り組みの期間や目的、役割等を明確にして、年間の園内研修・教育訓練計画表を作成し、計画的に研修も実施されている。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 法人内には、職員一人ひとりの資質向上のため、決められた資格習得の補助制度のほか、年間の研修計画を作成している。また、園では、年間の園内研修・教育訓練計画表を作成し、職員の教育・研修の機会が確保されている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 副園長が実習生等の受け入れの窓口となり、「実習生の受け入れ対応マニュアル」に沿って体制を整え、要望に応じて誓約書を取りながら対応している。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 法人のホームページやパンフレット、広報誌等に、法人理念や保育理念、基本方針、事業計画等を公開している。また、財務に関しては、法人全体の状況を広報誌の中で公開している。さらに、今回が初回受審の第三者評価の結果は、今後公表予定である。		

(保育所版)

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 園の経営については、法人の「保育所運営規程」等に、権限やルール・責任等が明文化されている。また、法人には、「内部管理体制の基本方針」があり、年1回法人として園の内部監査を行うとともに、公認会計士による会計監査も行われている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 隣にある他法人の高齢者グループホームの利用者と交流したり、多田地区の文化祭や小学校の運動会に参加したりする等、園では子どもと一緒に地域行事に積極的に参加し、交流を図っている。また、現在のコロナ禍において、交流できる機会は減少している。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉑・c
＜コメント＞ 法人・園として、小・中学生等を対象にした「福祉ふれあい体験」の受け入れに協力している。園として、「実習生の受け入れ対応マニュアル」や、実習の事前説明会の資料は作成できているものの、ボランティアの受け入れマニュアル等の作成までには至っていない。今後はボランティア受け入れマニュアル等を作成し、受け入れ体制が確立されることを期待したい。また、市の管理栄養士による食育指導のほか、読み聞かせや小・中学生等のボランティアの受け入れにも協力している。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 小規模施設の特徴を活かして地域に密着しており、保護者世代だけでなく様々な世代からなくてはならない社会資源の1つとして認識されている。また、相談機能等を活かし、支援の必要な子どもには専門機関への相談につなげるとともに、就学前には小学校等の関係機関と連携をしている。さらに、園長は公民館の運営委員にも任命されて地域活動に協力するほか、それぞれの関係機関の連絡先のリストも作成している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 法人が開催するプレママサポート事業（ふれあいキッズカーニバル）に協力するとともに、園内で実施する乳幼児学級のほか、地域住民に園内を開放する等、地域のニーズの把握に努め、貢献できるよう努めている。		

(保育所版)

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園として、市行政から指定避難所の指定を受けるとともに、防災倉庫の設置があり、食料等の備蓄品を用意している。また、地域防災会に参加し、地域の防災訓練に参加協力する等、防災力の向上に努めている。さらに、地域は少子高齢化で、地域行事には子どもたちと一緒に参加協力し、世代間の交流にも努めている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園の保育理念や保育方針の中に、「子どもの『気付き』や『やろう』とする気持ちを大切に」等、子どもを尊重した姿勢が明文化されている。また、職員会時には、「保育士倫理綱領」を復唱し、共通理解をして常に子どもたちを尊重した保育に努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>法人には、「個人情報保護規程」があり、職員から誓約書を取るほか、法人内研修等を通して職員は理解している。園長は子どものプライバシー保護に関して、しっかりとした考えをもって保育できていることもあり、分かりやすい規程やマニュアル等を整備することを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットで、保育所選択等の必要な情報発信を行っている。また、見学希望者には見学に合わせて、個別に説明を行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者や子どもとの事前の面接時のほか、入園式後にも「入園のしおり」を活用して、説明を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更にあたっては、県内の申し合わせにより、健康診断や歯科健診の結果、スポーツ振興会の加入の有無の書類を送付することとなっている。また、令和3年度の「入園のしおり」から、保育終了後の相談の方法等も掲載している。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年度始めに保護者アンケートを実施するとともに、保護者役員会（15世帯中8名が役員）の中でも意見を聞くことができている。それらの情報をもとに職員会で話し合い、できるだけ要望に沿えるように改善策を検討している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園式後に、保護者に「入園のしおり」や「苦情申出窓口の設置について」等の文書を配布し、説明を行っている。また、苦情内容については、保護者の了承のもと、園だよりにも公開して周知するとともに、必ず保護者にもフィードバックをしている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園内に意見箱を設置しているほか、連絡帳を活用するとともに、送迎時に職員はコミュニケーションを密にして連携し、保護者から意見を出しやすいように努めている。また、苦情解決のフローチャートを、園の送迎口横の掲示板にも掲示している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園には、「苦情対応マニュアル」があり、園長が苦情解決責任者になっているほか、第三者委員も配置した組織体制づくりをしている。また、出された苦情や相談には、マニュアル等に沿って迅速に対応している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人には、「リスクマネジメントマニュアル」があり、園では、副園長と主任保育士がリスク管理責任者となり、情報の収集や職員との共有、再発防止等に努めている。法人としても重点を置き、リスクマネジメント委員会を設置し、他園を訪問して、園内だけでは分かりづらいリスクの意見を出し合う等の話し合いをしているほか、職員のリスクに対する意識改革につながっている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園には、「感染症対策マニュアル」があり、それをもとに予防や発生後の対処を行っている。また、年度始めに感染症・けがの対応等の園内研修を受けて、職員は嘔吐処理の方法や感染症対策等を学んでいる。</p>		

(保育所版)

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 園は、大雨や土砂災害等の災害が起こりにくい場所に立地しているほか、園舎は耐震基準も満たしている。伊方原子力発電所の事故発生時の広域避難計画対象地域に園は位置しているため、「原発事故に対する施設防災計画」等を作成している。また、法人・園として、様々な災害を想定したマニュアルがあり、計画的に避難訓練等を実施している。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 様々な場面に合わせたマニュアルがあり、1人1冊配布され、それに基づいた保育が行われている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 年度末に、標準的な実施方法等を振り返り、職員会で保護者の意見を反映しながら見直しを行っている。また、標準的な実施方法等を更新した年月日を記載したり、見直した部分を明確にしたりする等、今後の見直しにも活用することが期待できる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 入園時に決められた書式によるアセスメントを行い、適切に年間や月間等の指導計画を策定している。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 年齢と書類に合わせて、指導計画の評価・反省の時期が決まっており、それを踏まえた見直しを行っている。また、副園長と主任保育士が、指導計画の確認を行う等、指導担当者となっている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 月1回職員会を実施し、子どもの様子を全ての職員で共有している。パソコンを活用して保育の実施状況等の記録を記載するとともに、印刷して書面化も行っている。また、職員会に参加できない職員には、副園長から伝達をしている。		

(保育所版)

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の「個人情報保護規程」等に基づき、入園式後に保護者に説明を行い、「ホームページへの子どもの写真の掲載やCATVに動画を流してもよいか」等の同意書を取り、一人ひとりの意向に沿った対応をしている。</p>		

A-1 保育内容

1-(1) 保育課程の編成

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉠・b・c

所見欄

保育所の理念や基本方針に基づき、趣旨を捉えながら子どもの心身の発達や家庭、地域の実態等を考慮し、保育課程を編成している。また、定期的に園全体で評価や見直しを行い、次の編成に活かしている。

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

落ち着いた雰囲気のある園舎は、掃除や整備が徹底されているほか、周りには田畑などの豊かな自然に囲まれ、子どもたちにとって楽しく過ごしやすい環境が整備されている。施設周辺には高齢者グループホームや公民館、小学校の公共施設等が点在し、地域の中で地域住民と関わりを多く持つことができる環境もある。法人・園として、日常の安全衛生管理に加えて、昨年から継続して蔓延している新型コロナウイルス感染症にも配慮され、十分な対策を取ることができている。

天候が良ければ、子どもたちは園庭で蛙やバッタを探すとともに、自然の中で水遊びや泥遊びなどを満足し、遊びこめる環境が整えられていることを確認することができた。

地域の少子化もあり、子どもが少ないため、未満児クラスと以上児クラスの2部屋に分かれて保育をしているものの、一人ひとりの子どもの発達や家庭状況、個人差なども十分に把握し、職員会等で全ての職員が共通理解を持ちながら保育を行っている。

定期的に、絵をみる会を開催し、希望する保護者が園舎に来て専門の講師に自分の子どもが描いた絵を見てもらいながら、絵を通して子どもの心情を感じ取ったり、保護者に向けて子育てのヒントになるようなことも伝えたりすることができている。

現在のコロナ禍において、近隣にある小学校や高齢者グループホーム等との交流が減少しているものの、状況を見ながら少しずつ交流の場を増やしていくことを予定している。

0歳児保育においては、特定の保育士との応答的な関わりの中で、子どもの気持ちを受け止め、情緒の安定が図れるように配慮するとともに、職員間で連携を図りながら健康と安全の確保に努めている。

1・2歳児の保育においては、一人ひとりの発達状態や個性を受け止め、個別指導計画に基づいて保育が行われ、探索活動や主体的な活動が十分に行えるように安全な環境が整備されている。

3歳児以上の保育においては、基本的な生活習慣の定着を図り、一人ひとりの育ちに合わせた援助や関わりを心がけている。小さな集団ではあるが、集団の中で個性を活かしながら自分の力も発揮し、友だちと一緒に様々な活動や遊びに取り組めるように努めている。また、年間計画を立て、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を目標にしている。

現在、障がいの診断がある子どもはいないものの、やや気になる子どもについては、園全体で関わる体制を整備するとともに、職員は外部研修等にも参加して理解を深めている。保護者から相談があった場合には、行政等の専門の関係機関があることも含め、必要な情報を伝えることができる。

長時間保育においては、利用する子どもの人数は少なく、異年齢児の子どもたちが家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせるように畳のスペースを設けている。

近隣に小学校があり、プールでの水浴をはじめ運動会に参加する等、子どもたちにも小学校との交流できる機会を持っている。「就学時の児童要録」のほか、保小交流計画を立て、一緒に過ごす時間も作っている。また、小学校の教員が来園したり、電話で連絡を取り合ったりする等の情報交換を行い、就学に向けた連携を図っている。保護者にも、子どもの就学以降の見通しが持てるように、小学校生活につながる保育内容や必要な情報等を様々な機会を通して伝えている。

(保育所版)

1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉠・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉠・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㉠・b・c

所見欄

<p>園の安全な環境整備や「感染症対策マニュアル」「リスクマネジメントマニュアル」等に基づき、職員間で情報を共有しながら、適切な子どもの健康安全管理を行っている。乳児突然死症候群については、「SIDSマニュアル」を作成するとともに、睡眠確認表を用いて子どもたちの様子を把握する等、十分な配慮を行なっている。また、感染症が発生した場合には、保護者に注意喚起する等の情報提供を行っている。入園時には、家庭環境調査票で既往病歴やアレルギーの有無など、健康に関する情報を把握して全ての職員が周知した上で、子どもの健康保持に努めている。</p> <p>年間の保健計画を作成して、年2回健康診断や歯科健診を実施するとともに、書面で保護者に知らせるほか、結果に応じて受診を勧めている。</p> <p>さらに、アレルギー疾患がある子どもに対しては、「アレルギー食業務手順書」等のガイドラインに沿って保護者と連携し、医師の指示書のもと適切な対応が行われている。職員は研修等にも参加して必要な知識や情報を得るとともに、職員間で共有して、子どもたちの園内での生活にも配慮している。</p>

1-(4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉠・b・c
A-1-(3)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉠・b・c

所見欄

<p>年間の食育事業の計画を立て、地域の管理栄養士の指導のもと、子どもの食への興味や関心を深める等の取り組みをしている。以前は、月1回バイキング形式の食事を取り入れていたが、現在のコロナ禍において感染リスクが伴うため、月1回一人ひとりのランチプレートを取り入れ、子どもたちが季節感を楽しんだり、いつもと違う食事の仕方に興味を持ったりできる支援にも努めている。感染対策に伴い、子ども一人ひとりが食事を摂れるスペースを十分に確保し、同じテーブルで食べる2人の子ども分の食事が揃ったら、テーブル毎に食事の挨拶を行い、温かい物は温かい状態で食べられるように配慮している。</p> <p>また、クッキング食育年間計画を立てて、様々な調理体験などを取り入れているほか、年1回嗜好調査を実施し、調査結果を取りまとめて、保護者への周知もしている。</p>

A-2 子育て支援

2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c

所見欄

入園時に、子どもたちの状況を事前に調査し、職員は一人ひとりの成長や発達を把握している。日常的に、送迎時のコミュニケーションのほか、連絡帳等を活用して家庭との情報交換を行っている。また、園内の様子を写真に撮って貼り出すほか、タブレットを活用した迎えの打刻時にも、保護者からも写真が見られるようにしている。

さらに、保護者会の役員（15世帯中8名）がおり、小規模施設の特徴を活かした連携しやすい体制もできている。

2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

日々のコミュニケーションを大切にし、職員は保護者一人ひとりの思いを受けとめながら相談内容に応じるとともに、法人・園として、様々な支援体制を整備している。全ての職員に周知すべき内容は記録に残すとともに、職員会等で伝達を行い、園全体でサポートをしている。また、職員会時には「保育士倫理綱領」を唱和し、日々の保育に活かしている。

子どもの心身等の状態の把握に努め、「虐待対応マニュアル」に基づき、発見から通報までのフローチャートを作成するとともに、関係機関と連携して組織的な対応ができる体制整備もしている。さらに、園全体で子どもの虐待等権利侵害の早期発見と早期対応、虐待の予防にも努めている。

A-3 保育の質の向上

3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉠・c

(保育所版)

所見欄

指導計画など、定期的に職員間で振り返りや話し合いを行い、改善につなげている。外部研修のほか、法人内研修や園内研修に職員は参加して学ぶ機会があり、職員一人ひとりの年間反省などの自己評価も行っている。今後も継続して保育実践の振り返りを行い、それぞれの課題を見つけながら、さらにスキルアップできることを期待したい。